

令和5年度

福島町議会
定例会6月会議

令和5年6月21日(水)

議会提出議案

福島町議会

令和5年度福島町議会定例会6月会議 議会提出議案目次

番号	件名	頁
発委1	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	3
発委2	日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について	5
発委3	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	7
発委4	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について	10
発委5	道教委「これからの高校づくりに関する指針」の見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について	13
発委6	令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について	16
発委7	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	18

発委第1号

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月21日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平沼 昌平

福島町議会議員・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例(昭和40年福島町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(歳費) 第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員の歳費は、別表第1に掲げる計算式によって計算した次に掲げる額とする。 議長 月額 <u>278,000円</u> 副議長 月額 <u>222,000円</u> 常任委員長 月額 <u>201,000円</u> 議会運営委員長 月額 <u>201,000円</u> 議員 月額 <u>187,000円</u> 第4条 (略) 2 (略) 3 福島町議会会議条例(平成21年福島町条例第12号)第3条第2項による届け出が あった のち、帰町届、議会活動・議員活動ができる旨の届け出があるまでの期間が、次のいずれかに該当する場合は、歳費月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。 (1)～(3) (略) 4 前項の規定による歳費の減額は、届け出た日から90日、180日、365日を経過する日の属する月の翌月からそれぞれ開始し、帰町届、議会活動・議員活動がで	(歳費) 第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員の歳費は、別表第1に掲げる計算式によって計算した次に掲げる額とする。 議長 月額 <u>321,000円</u> 副議長 月額 <u>257,000円</u> 常任委員長 月額 <u>233,000円</u> 議会運営委員長 月額 <u>233,000円</u> 議員 月額 <u>216,000円</u> 第4条 (略) 2 (略) 3 福島町議会会議条例(平成21年福島町条例第12号)第3条第2項による届け出が あった のち、帰町届、議会活動・議員活動ができる旨の届け出があるまでの期間が、次のいずれかに該当する場合は、歳費月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。 (1)～(3) (略) 4 前項の規定による歳費の減額は、届け出た日から90日、180日、365日を経過する日の属する月の翌月からそれぞれ開始し、帰町届、議会活動・議員活動がで

きる旨の届け出が**あった**場合においては、事実が生じた日の属する月の前月を**もって**終了する。

5 (略)

別表第1

職	計算式	備考
議長の歳費	議員の歳費×1.49	1,000円未
副議長の歳費	議員の歳費×1.19	満の額があ
常任委員長 の歳費	議員の歳費×1.08	るときは、 その額を切 り捨てた額
議会運営委 員長の歳費	議員の歳費×1.08	とする。
議員の歳費	1 歳費額の計算 町長、 副町長及び教育長 の 給料月額 の平均額 ×0.3 (町長、 副町長及び教育長 の 給料月額 の平均額 に1,000 円未満の額があるときはそ の額を切り捨てた額とし、 0.3を乗じて得た額に1,000 円未満の額があるときは、 その額を切り捨てた額とす る。)	

(注) 計算式により算出した議員歳費の額が、全道類似団体の議員報酬額の最低額を下回るときは、全道類似団体の議員報酬額の最低額とする。

きる旨の届け出が**あった**場合においては、事実が生じた日の属する月の前月を**もって**終了する。

5 (略)

別表第1

職	計算式	備考
議長の歳費	議員の歳費×1.49	1,000円未
副議長の歳費	議員の歳費×1.19	満の額があ
常任委員長 の歳費	議員の歳費×1.08	るときは、 その額を切 り捨てた額
議会運営委 員長の歳費	議員の歳費×1.08	とする。
議員の歳費	1 歳費額の計算 町長_____の 給料月額_____×0.3 (町長_____の給 料月額_____に1,000 円未満の額があるときはそ の額を切り捨てた額とし、 0.3を乗じて得た額に1,000 円未満の額があるときは、 その額を切り捨てた額とす る。)	

(注) 計算式により算出した議員歳費の額が、全道類似団体の議員報酬額の最低額を下回るときは、全道類似団体の議員報酬額の最低額とする。

附則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

発委第2号

福 議 委 号
令和5年6月21日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村 明雄

日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める
意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た平成 29 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年 9 月 20 日には条約への調印・批准・参加が開始され、令和 3 年 1 月 22 日に発効しました。現在 92 か国が署名し、68 か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

令和 4 年 2 月 24 日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。その後も繰り返し核使用の脅迫を行いながら侵略を続けています。これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。その証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、外務大臣

発委第3号

福 議 委 号
令和5年6月21日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村 明雄

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、令和6年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
3. 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
4. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
5. 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準をOECD先進国なみの基準に改善するための予算措置をすること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。

6. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として令和5年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
7. 会計年度任用職員制度の運用については、令和6年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
8. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策・男女共同参画）

発委第4号

福 議 委 号
令和5年6月21日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村 明雄

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など
教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など 教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が平成 18 年に 1/2 から 1/3 に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1/2 へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に 35 人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における 35 人学級実現のための教職員定数改善が 5,158 人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより 6,482 人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に「30 人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、以下の項目について地方自治法第 99 条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を 1/2 に復元されるよう要請します。
2. 「30 人以下学級」の早期実現にむけて、小学校 1 年生～中学校 3 年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35 人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

発委第5号

福 議 委 号
令和5年6月21日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村 明雄

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもに
ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、平成30年3月に策定の「これからの高校づくりに関する指針」にもとづき、毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。これにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が増加しています。

令和5年3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針改定版」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、「今後も重要な観点の一つ」として、基本的な考え方を踏襲していることから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力を余儀なくされています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても、既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されない状況にあり、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

1. 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
2. すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。

4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長

発委第6号

福 議 委 号
令和5年6月21日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下のワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46.7万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の常用労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、45万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2022において「できる限り早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和4年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和5年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額1,054円)を下回らない水準に改善すること。
3. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道労働局、北海道地方最低賃金審査会

発委第7号

福 議 委 号
令和5年6月21日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の 充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能を十分に発揮させるために、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
- 3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。
以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
復興大臣